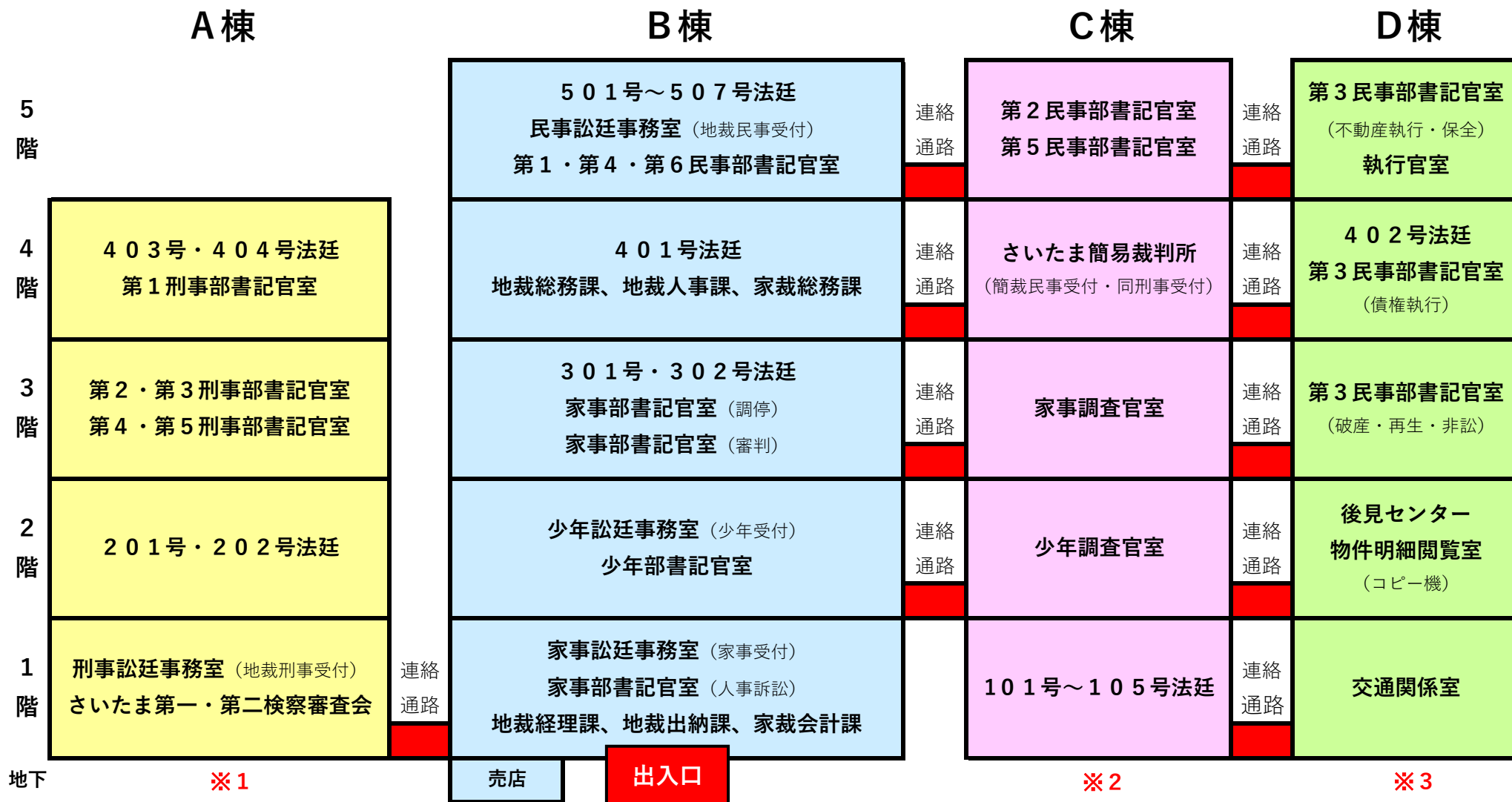


さいたま地方・家庭・簡易裁判所（庁舎案内図）

※敷地内（庁舎内）は、撮影、録音、喫煙は、禁止です。



※1 A棟には、B棟1階の連絡通路からお入りください。A棟1階から直接は入れません。

※2 C棟には、B棟2階～5階の連絡通路からお入りください。C棟1階から直接は入れません。

※3 D棟には、C棟各階の連絡通路からお入りください。D棟1階から直接は入れません。